



2020.12.1 No.204 12・1月号

くらしの情報とやま

MAKE
TOYAMA
STYLE

BEYOND CORONA, WITH US

トピックス P2 消費者の意識や行動を調査しました。



発行/富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html

高齢の母が、雨樋と屋根瓦の修理を勧められ高額な契約をしてしまいました。解約したいのですが…。

相

談

業者が3日前に、自宅を訪問し、80代の母が雨樋と屋根瓦の修理工事を勧められ約70万円の契約をしてしまいました。母は以前から物忘れがひどく記憶もあいまいであり、高額で不要な工事を解約したいのですが…。(60代 女性)

回

答

業者が高齢者世帯を訪問し、高額で不要な工事の契約をさせられたという相談が寄せられています。80歳以上になると判断能力が不十分となり、訪問販売や電話勧誘販売によるトラブルが多くなっています。契約の詳細がわからないことも多く、解決が困難となることがあります。

訪問販売や電話勧誘販売は法律で規制されており、クーリング・オフ制度や過量販売解除などの消費者保護のルールがあります。

・相談者には、クーリング・オフ期間中なので、クーリン

グ・オフ通知の送付について、契約者(母)と検討されるよう助言しました。

- ・一人暮らしの高齢者や判断力が不十分な方を悪質な勧誘から守るためには、身近にいる家族など周りの方々の日頃から本人の生活や言動、態度などの様子を見守り、変化にいち早く気づくことが重要です。
- ・固定電話には通話録音装置付き電話を使用する、自宅に多額の現金を置かないなどの対策を検討しましょう。



トラブルに気づいたら、早めに市町村相談窓口や消費生活センターに相談してください(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)。

注意喚起!

誤った使い方で大けがを負うことも

～はしご・脚立の事故に注意～

年末にかけて、庭木の剪定や果実の収穫、大掃除などの場面ではしごや脚立が活躍します。今年は新型コロナウイルスの影響で外出を控えるため、DIYに挑戦する方も増え、これらの製品の使用頻度が増加すると考えられます。また、帰省などが控えられることにより、普段は子や孫に作業を任せている高齢者が自ら脚立などを使用する機会が増えることが想定されます。

これらの製品では不適切な取り扱いや不注意による転倒・転落事故が多く、重傷に至る事故が発生していますが適切に取り扱うことで多くの事故を防ぐことができます。

■事件事例

- 傾斜した地面の上に脚の左右の高さと角度が揃わない状態ではしごを設置し、補助者を付けず使用したため、バランスが崩れ、転落する事故が発生した。
- 床を傷つけないために脚の先端に布を巻いたはしごを、養生シートの上で使用したため、滑りやすくなり、転落する事故が発生した。
- 看板を下ろす際に、脚立の天板をまたいで(左右の踏ざん【段】に足を乗せた状態で)重い看板を下ろそうとしたため、脚立が傾き、身体のバランスを崩して転落する事故が発生した。

■気を付けるポイント

- 傾斜のある場所や滑りやすい場所で使用しないでください。
- はしごで作業する際は必ず補助者をつけてください。
- 脚立の天板をまたいで作業しないでください。
- 製品の安定性を失うため、加工や改造を行わないでください。
- 注意表示を必ず確認し、正しい使用方法を遵守してください。



詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/data/000115663.pdf>

「今だからこそ考えよう、私たちが社会のためにできること！」の調査速報について

富山県消費者協会と富山県消費生活研究グループ連絡協議会では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、消費者の意識や行動を調査しました。その調査速報を紹介します。

○調査対象：県内在住者1,797人

○回答者（回答率）：1,637人（91.1%）

○調査時期：令和2年6月下旬～7月下旬

現在、世界的に蔓延している新型コロナウイルスの感染拡大防止のため社会全体で様々な取り組みが行われており、消費者も、社会経済情勢への影響を考慮して行動することが求められています。

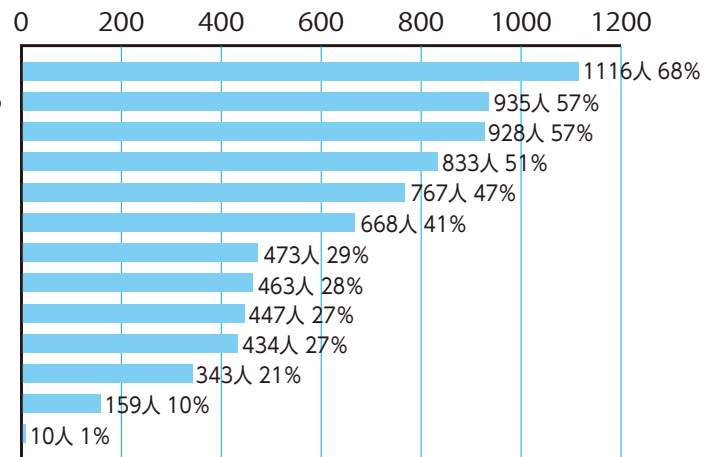
今回の調査では、この状況下で私たちの消費行動にどのような変化があったか、また、どう変わっていったらいいのかが、消費や経済の観点に着目しました。

私たちの日々の消費行動は、商品やサービスを購入することによって事業者を応援するとともに、人や社会、環境に配慮する「エシカル消費」に努めることによって、持続可能な社会の発展のための「SDGs」の目標達成に貢献することができます。

この機会に、自立した消費者としての力を高め、私たちが社会のためにできることを考えてみましょう！

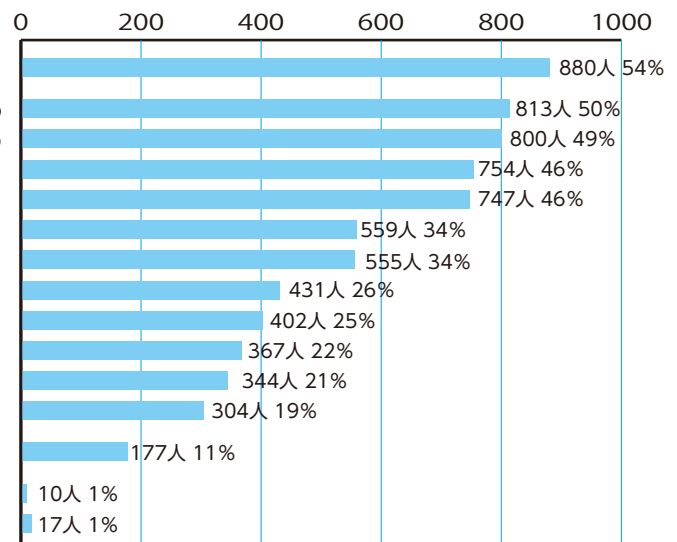
問 経済の低迷が続く中で、将来的に持続可能な経済社会をめざすために、消費者としてどのような行動が望ましいと思いますか。（いくつでも）

- ・あふれる情報に惑わされず、正確な情報を見極める
- ・宅配・物流、清掃など社会を支える業務の従事者に、感謝し応援する
- ・食品ロスを削減する
- ・必要以上に買いすぎたり、備蓄しないようにする
- ・使い捨て製品の使用を減らすなど、消費習慣を変えていく
- ・自らの生活目標や価値観を見直してみる
- ・人や環境に配慮する企業に対して、応援消費する
- ・コロナ対応の医療従事者のために、寄付などにより応援する
- ・生産者や外食産業などの余剰食品の購入に協力する
- ・社会の要請に協力する企業に対して、行政支援を求める
- ・公共交通機関、徒歩や自転車の活用など、省エネに努める
- ・新しい事業展開をする企業に対して、応援消費する
- ・その他



問 新型コロナウイルス感染症が世界的に収束した後の社会は、どのように変化していけばいいと思いますか。（5つまで）

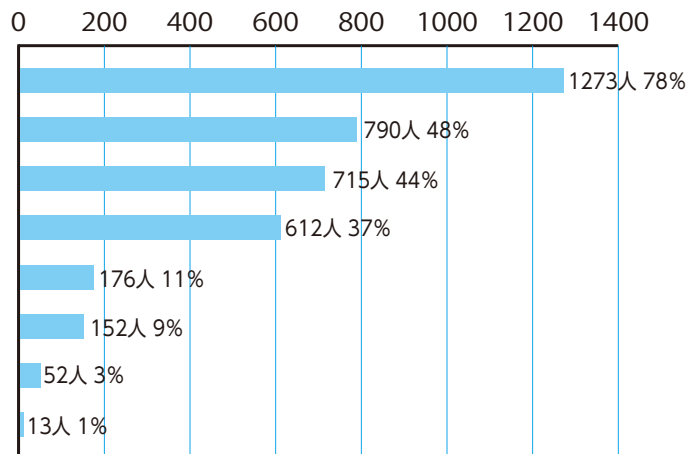
- ・医療体制や地域コミュニティの構築など、感染症と共生できる社会環境が整備される
- ・テレワークやオンライン授業などに対応する情報化の環境を整備する
- ・家族とのふれあいや、社会における共助の精神をもっと大切にする
- ・経済成長最優先でなく、持続可能な経済活動を重視する
- ・食料の供給を外国に頼ることなく、食料自給率を高める
- ・働き方や弱い立場の人を守ることを意識して、経済活動をする
- ・エネルギーの消費を控え、温暖化対策に努める
- ・農業・林業・漁業などの産業をもっと重視する
- ・製造業の拠点を海外へシフトすることを減らす
- ・ライフラインである運輸・通信の基盤整備がしっかり行われる
- ・自然とのふれあいをもっと大切にする
- ・日本の伝統文化や伝統産業をもっと大切にする
- ・科学や芸術文化を大切な社会インフラとして適正な行政支援が行われる
- ・とくに変化は必要ではない
- ・その他





「エシカル消費」に関する次の具体的な行動のうち、あなたが実践しているものはどれですか。(いくつでも)

- ・マイバッグを持参する
- ・必要なものを必要な量だけ買う
- ・電気や水を節約して大切に使う
- ・地産地消を心がけ、地元で生産されたものを買う、地元で買物をする
- ・エコマーク、グリーンマークなど認証マークのついた製品や、フェアトレード製品を選ぶように心がけている
- ・被災地や福祉作業所などの商品を購入する
- ・特に心がけていることはない
- ・その他



調査結果を踏まえて

- 将来的に持続可能な経済社会の発展を目指すために、企業に対して、意見交換会などの機会を通して、経済成長優先ではなく人や環境に配慮した経済活動や、家庭に配慮した新しい働き方の推進、エネルギーの消費抑制などについて、理解を求めていく。
- 「エシカル消費」について、具体的な実践例を提供するとともに、グループ活動を通じて、新型コロナの影響による新しいエコスタイルを推奨する。

参加者募集

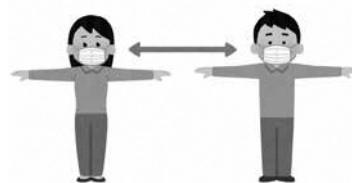
令和2年度 高齢者・障がい者 消費生活見守り研修会

県では、地域で高齢者や障がい者の見守り活動をする方向けに、「高齢者・障がい者 消費生活見守り研修会」を開催します。感染症予防と両立した、「新しい見守り活動」を一緒に考えてみませんか？

●講師：(公財)消費者教育支援センター研究員 ^{かわはら}河原 ^{ゆうか}佑香 氏

●研修テーマ：「新しい生活様式と見守り活動」

- ・最近の消費者トラブル事例と対策
- ・新型コロナウイルスに便乗した悪質商法
- ・新しい生活様式に沿った見守り活動 など



- ・魚津会場 令和3年1月20日(水) 14:00~16:15 (受付開始 13:30~) 新川文化ホール104号室
- ・高岡会場 令和3年1月21日(木) 14:00~16:15 (受付開始 13:30~) 高岡文化ホール第4会議室
- ・富山会場 令和3年1月22日(金) 10:00~12:15 (受付開始 9:30~) 富山県民会館704号室

●申込：

参加申込書に必要事項をご記入の上、郵送またはFAXにてお申込みください。

(申込書は県ホームページからダウンロードできます。)

お電話での申し込みも受け付けます。

●申込期限：12月16日(水)〔必着〕

〈申込先〉

〒930-8501 (住所不要) 富山県生活環境文化部 県民生活課 (消費生活班)

TEL：076-444-3129

FAX：076-444-3477

申込書のダウンロード、詳細は県のホームページへ

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00013645.html

富山県消費生活センター高岡支所 移転のお知らせ

富山県消費生活センター高岡支所は富山県高岡総合庁舎から御旅屋セリオ（旧 高岡大和）に移転します。

12月14日(月)から、以下の場所で相談をお受けします。

※12月11日(金)は移転作業のため、高岡支所の業務はお休みします。(12月11日(金)の相談受付は富山本所 (Tel076-432-9233) で対応します。)

所在地

〒933-0029

高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ5階

電話番号

消費生活相談、金融・多重債務相談
0766-25-2777

※電話番号は変更ありません。

相談受付時間

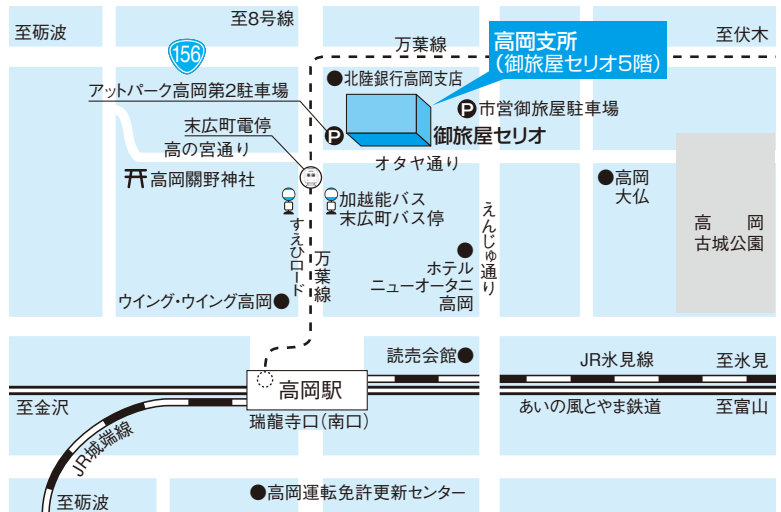
午前8:30～午後5:00

(休日:土・日曜日、祝祭日、年末年始)

午前10:00前は、片原町側入口（裏側の入口）よりエレベーターをご利用ください。

交通案内

- 高岡駅より徒歩約10分
- 万葉線「末広町」電停、加越能バス「末広町」バス停より徒歩約2分
- 車でお越しの際は「高岡市営御旅屋駐車場」または「アットパーク高岡第2駐車場」をご利用ください。(相談時間分の駐車チケットをお渡しします。)



消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター (CiCビル内)	☎076-443-2047
高岡市消費生活センター	☎0766-20-1522
魚津市 市民課	☎0765-23-1003
氷見市 市民課	☎0766-74-8010
滑川市 生活環境課	☎076-475-2111 (内334)
黒部市消費生活センター	☎0765-54-3198
砺波市消費生活センター	☎0763-33-1153
小矢部市 生活環境課	☎0766-67-1760 (内752)
南砺市消費生活センター	☎0763-23-2035
射水市消費生活センター	☎0766-52-7974
舟橋村 総務課	☎076-464-1121 (内49)
上市町 町民課	☎076-472-1111 (内103)
立山町 住民課	☎076-462-9915
入善町 住民環境課	☎0765-72-1824
朝日町 住民・子ども課	☎0765-83-1100 (内134)
朝日町 社会福祉協議会	☎0765-83-0576

- ◆富山県消費生活センター
富山市湊入船町6番7号 (富山県民共生センター内)
消費生活相談 ☎076-432-9233
消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252
FAX076-431-2631
URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>
【開所時間】
午前8時30分～午後5時 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)
毎週火曜日は午前8時30分～午後7時 (休日、年末年始を除く)
- ◆富山県消費生活センター高岡支所 (令和2年12月10日(木)まで)
高岡市赤祖父211 (高岡総合庁舎5階)
消費生活相談、消費者金融・多重債務相談
☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890
【開所時間】
午前8時30分～午後5時 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)
- ◆富山県消費者協会 (富山県民共生センター内)
※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。
☎076-432-5690 午前9時～午後4時

『しまった!』『困った!』『どうしよう!』そんな時は、まず相談

消費者ホットライン188 (いやや!)

※最寄りの市町村の消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。
(・相談できる時間帯は、お住まいの地域の相談窓口により異なります。)
(・電話の際は、お住まいの郵便番号をお手元においておくと便利です。)



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン